

## 表彰推薦要領

- 1 この要領は、公益財団法人日本野球連盟表彰規程（以下「表彰規程」という）第3条第2項の規定に基づき、表彰推薦に係る必要事項について定める。
- 2 表彰規程第2条第1号に該当するものとして推薦するものは、次のいずれかに該当し、かつ、その事績に関し日本野球連盟（以下「本連盟」という）から表彰されたことがないものとする。
  - (1) 本連盟の役員等として、概ね10年以上本連盟の目的達成に特に寄与した者又は団体
  - (2) 地区連盟及び加盟団体の役員として、概ね20年以上本連盟の目的達成に特に寄与した者又は団体
  - (3) (1) 又は (2) にもかかわらず、本連盟の目的達成に特に寄与したと認められる者又は団体
- 3 表彰規程第2条第2号に該当するものとして推薦するものは、各年の1月から12月までの1年間において、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) オリンピック大会、世界選手権大会等の国際的な大会において、顕著な成績を挙げた者又は団体
  - (2) 前号のほか、全国的な大会において特に顕著な成績をあげたと認められる者又は団体
4. 表彰規程第2条第3号による社会人野球の年間成績に基づく競技者等の表彰項目は次のとおりとする。
  - (1) ベストナイン賞  
各ポジション（指名打者を含む）について優秀な成績をあげた競技者各1名（合計10名）
  - (2) 年間成績に基づく個人表彰（対象とする大会等に関する基準は別に定める。）
    - ・首位打者
    - ・最多本塁打
    - ・最多打点
    - ・最優秀防御率投手
    - ・最多勝利投手
  - (3) 特別賞  
特に顕著な成績をあげた競技者又はチームを特別賞とすることができる。
- 4 推薦方法  
表彰規程第3条の各組織からの推薦は、それぞれ推薦書によるものとし、毎年度11月末日までに本連盟事務局に提出するものとする。ただし、加盟地方団体からの推薦の場合は、推薦書を所属する各地区連盟に提出するものとする。  
また、各地区連盟は所属する加盟地方団体からの推薦書に順位を付けて本連盟事務局へ提出するものとする。
5. この推薦要領の内容を変更する場合、本連盟理事会の承認を受けなければならない。

### 附 則

この規程は、公益財団法人日本野球連盟の設立の登記の日（2013年3月1日）から施行する。